

基本方向	2 相談でき解決できる仕組みづくり	施策	3 サービス利用の仕組みづくり	施策の方向	① サービス提供体制の充実と質の向上
------	-------------------	----	-----------------	-------	--------------------

●基本施策取組状況の評価

評価： A できている（80%以上）
 B ほとんどできている（50%以上80%未満）
 C あまりできていない（50%未満）
 D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
安定したサービス提供体制の確保	・高齢者安心プランに基づく在宅福祉サービス等の提供	D	第7期介護保険事業計画に掲げた目標（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、療養通所介護の整備）は達成できていない。	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束にある程度目途が立つまでは、事業所の新規事業への投資は難しいのが現状であることから、公募の実施を見送った。	長寿福祉課
	・障害者基本計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）に基づく在宅福祉サービス等の提供	B	障害者地域支援協議会（5回）により進捗状況を評価・検討し、第6期西脇市障害福祉計画・第2期西脇市障害児福祉計画を策定した。	障害者地域支援協議会による進捗状況の評価・検討を継続する。	社会福祉課
	・子ども・子育て支援事業計画等に基づく在宅福祉サービス等の提供	B	ファミリー・サポート・センター事業の運営を西脇・多可シルバー人材センターに委託し、一時的に育児の支援を受けたい人に代わり、子どもの世話をするなど、子育て家庭の育児を支援した。	今後も、支援が必要な子育て家庭が円滑に利用することができるよう周知を行い、関係機関等と連携しながら実施していく。	こども福祉課
	・在宅医療・介護連携支援センターの運営 ・多職種連携研修の開催支援 ・在宅医療・介護連携推進協議会の運営	B	計画どおり在宅医療・介護連携推進に関する業務を行った。 多職種連携研修会については、コロナの影響で中止した。	今後も西脇市在宅医療・介護連携推進協議会での協議を基に在宅医療・介護連携を推進していく。	長寿福祉課
利用しやすい情報提供と相談支援の充実	・高齢者べんり帳など分野別パンフレットの配布	A	・介護保険サービス及び高齢者福祉サービス、医療・介護関連事業所一覧等を掲載した「高齢者べんり帳」を3年毎に更新し全戸配布している。	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の3年毎に改定に合わせて作成、配布する。	長寿福祉課
	・民生委員児童委員による支援 ・相談支援機関等による支援	A	相談窓口及び相談支援機関等の連携により情報提供や利用手続きがスムーズに行われている。	相談支援機関等の連携や研修により、相談支援の充実を図る。	社会福祉課
		B	提出のあった福祉票の管理、更新を随時行った。	今後も民生委員、児童委員及び相談支援機関等と連携のうえ、要援護者等の把握に努める。	長寿福祉課
		B	主任児童委員等と随時情報共有を行うとともに定期的に連絡会を開催し、効果的に相談業務を行った。	引き続き、情報共有を行い、効果的な支援を行う。	こども福祉課

サービス提供の 適正化と質の向 上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等費用適正化事業 ・ケアプラン点検 ・事業者に対する第三者評価の周知 	A	ケアプラン点検は、予定の件数を実施できた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検の実施により、各ケアマネさんに気づきを与えるとともに今後のケアプラン作成に活かすことができた。今後は、ケアマネの事務的負担の軽減とのバランスを取りながら事業を継続していく。 	長寿福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の指導・監督 	B	県の実地指導に同行し、1事業所の実地指導を行った。その他は、緊急事態宣言発令により予定していた事業所の監査が中止となっている。	引き続き、県の実地指導や開催状況に合わせて指導を行なっていく。	社会福祉課
		A	予定どおり実施できた。	2年度は、コロナウイルス感染症対策のため事業所へは出向わずに指導を行ったが、現地確認ができないことで十分な指導が行えないケースもあったことから、今後はコロナ禍における実地指導の体制等について検討する必要がある。	長寿福祉課

基本方向	2 相談でき解決できる仕組みづくり	施策	3 サービス利用の仕組みづくり	施策の方向	② サービス利用者の権利擁護
------	-------------------	----	-----------------	-------	----------------

●基本施策取組状況の評価

評価： A できている（80%以上）
C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
虐待防止体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会による連携の強化 ・子ども家庭総合支援拠点の運営 ・家庭児童相談員等設置事業 ・事業所等の虐待防止啓発研修 ・関係機関とも連携したコアメンバー会議等 	A	障害者相談支援センターや関係機関と連携して対応した。	虐待に対する相談支援体制の充実を図るとともに、虐待防止や早期発見、早期対応に努める。	社会福祉課
		A	地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携して対応した。	地域住民や専門職に対し、高齢者虐待の防止に関する啓発を行い、虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努める。	長寿福祉課
		A	関係課や関係機関と情報共有を行い、連携して支援を行った。	要保護児童対策地域協議会の構成機関を中心に連携を図り、虐待の未然防止・早期発見に努める。	こども福祉課

基本方向	2 相談でき解決できる仕組みづくり	施策	4 権利擁護の推進	施策の方向	① 利用者に寄り添った制度の運用
------	-------------------	----	-----------	-------	------------------

●基本施策取組状況の評価

評価：A できている（80%以上）
C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
意思決定支援の徹底	・意思決定推進事業	B	相談支援の際には、本人の意思決定を最優先させ、本人らしい生活の継続ができるよう対応している。	利用者に寄り添い、意思決定支援の徹底が図られるよう継続した周知が必要	社会福祉課
		B	居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへ、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を周知している。	高齢者本人の意思が尊重されるよう、意思決定支援の重要性について、専門職及び地域住民への啓発に努める。	長寿福祉課
		B	自らの意思で決定することに不安がある方が、地域で生活できるよう、日常生活自立支援事業を通して意思決定を支援した。	今後も、判断能力に不安がある人が地域で生活できるように、日常生活自立支援事業を通して、意思決定を支援していく。	社会福祉協議会
制度の運用	・日常生活自立支援事業	A	判断能力に不安がある方に、福祉サービス利用支援や、日常の金銭管理を行い、地域で安心して暮らせるよう支援した。（契約件数37件）	今後も、本事業の広報啓発を行い、判断能力に不安がある方が、地域で安心して暮らせるよう支援していく。	社会福祉協議会
	・成年後見制度利用支援事業	C	啓発のための研修は、感染症拡大防止のため実施できていないが、窓口やケースの相談においては情報提供等により支援を行った。成年後見人の申立て及び報酬助成金の実績はなし。	地域での生活が継続できるよう、市民に対して制度の理解及び周知のための機会が必要。	社会福祉課
		A	・地域包括支援センター等からの相談を受け、成年後見が必要な高齢者に対し、市長申立てを行った。 ・後見人からの請求により報酬費用を助成した。	成年後見制度の周知に努め、申立て者がいない場合は、市長申立てを行い、認知症高齢者の在宅生活が継続できるよう支援する。	長寿福祉課

基本方向	2 相談でき解決できる仕組みづくり	施策	4 権利擁護の推進	施策の方向	③ 制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備
------	-------------------	----	-----------	-------	---------------------------

●基本施策取組状況の評価

評価： A できている（80%以上）
 C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
 D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
周知・啓発	・市広報紙や社協だより等の多様な広報媒体等を活用した情報発信	B	障害福祉のしおり等で情報発信を行った。	今後も障害福祉のしおりやパンフレットを活用し、権利擁護に関する周知・啓発に努める。	社会福祉課
		A	高齢者べんり帳やホームページで情報発信した。	高齢者べんり帳やパンフレットを活用し、情報発信に努める。	長寿福祉課
		B	社協だよりを活用し、権利擁護に関する情報提供を行った。	今後も、多様な媒体を活用し、権利擁護に関する情報を発信する。	社会福祉協議会
	・地域住民や専門職等を対象とした講演会や研修の実施	C	権利擁護に関する研修会を実施する予定であったが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から未実施	講演会や研修会を通じて、権利擁護に関する意識の普及啓発に努める。	社会福祉課
		B	地域住民や専門職を対象に、認知症に関する研修会を開催した。	講演会や研修会を通じて、権利擁護に関する意識の普及啓発に努める。	長寿福祉課
早期把握・早期支援	・権利擁護センターの設置	C	権利擁護に関しては福祉サービス利用援助事業の利用支援を行った。	対象者の把握に努め、速やかに必要な支援につなぐための体制づくりを検討する。	社会福祉課
		D	—	—	社会福祉協議会
チーム体制による支援	・後見人及び地域連携ネットワーク等によるチーム支援	B	日常生活自立支援事業利用者が成年後見制度へ移行した場合は、後見人を中心としたネットワークによるチーム支援を行う。	今後も、保健・医療・福祉・司法を含めたネットワーク構築に努める。	社会福祉協議会

基本方向	2 相談でき解決できる仕組みづくり	施策	5 生活に課題を抱えた人への支援体制の強化	施策の方向	① 相談窓口の連携による支援
------	-------------------	----	-----------------------	-------	----------------

●基本施策取組状況の評価

評価：A できている（80%以上）
 C あまりできていない（50%未満）
 B ほとんどできている（50%以上80%未満）
 D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
庁内相談窓口の連携	・庁内担当者連携会議の充実	B	庁内担当者連携会議に参加し、情報共有と連携の強化を図った。	継続して会議への出席、適宜情報共有や連携を図りながら業務の遂行に努める。	社会福祉課
		B	概ね計画通り実施 ・地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連絡会（3回） ・地域包括支援センター連絡会（9回） ・生活支援体制整備事業連絡会（5回）	今後も各種連絡会を開催し、関係機関との連携に努める。	長寿福祉課
		A	関係課と連携し、各担当課の支援制度や支援が必要な家庭の情報共有を行い、早期支援を行った。	今後も関係課と連携し、早期発見・早期支援に努め、効果的な支援を行う。	子ども福祉課
		A	相談窓口における支援対応の状況等について各所感を、自殺予防対策担当者連携会議で共有した。	今後も年2回会議を開催し、相談窓口における市民の相談状況等、その傾向について情報共有する。	健康課

基本方向	2 相談でき解決できる仕組みづくり	施策	5 生活に課題を抱えた人への支援体制の強化	施策の方向	② 生活困窮者等への支援
------	-------------------	----	-----------------------	-------	--------------

●基本施策取組状況の評価

評価：A できている（80%以上）
C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
生活困窮者自立支援制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・就労自立促進支援事業 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 	A	<p>生活困窮者等に対し、適宜実施を行えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 相談：延232人、支援決定：15人 ・就労自立促進支援事業 該当者なし ・住居確保給付金 21世帯（101箇月） ・就労準備支援事業 4人（延べ34日） ・一時生活支援事業 該当者なし ・家計改善支援事業 6世帯 	引き続き、生活困窮者等に対し事業を実施していく。また、必要に応じてフードバンクを活用した食品の提供や、社会福祉協議会の生活福祉資金制度につなぐ等、臨機応変に対応を行う。	社会福祉課
社会的な自立支援	<p>○犯罪被害者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援金の支給 ・日常生活の支援 	A	平成31年4月に「犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者に対する支援体制を整備した。	警察等の関係機関と連携し、条例の適正な運用を行うに当たり、事務手順等の確認を行う。	防災安全課
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の推進 ・更生保護サポートセンターの設置支援 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護サポートセンターの開設については、令和3年度の設置に向け調整した。 ・7月に「社会を明るくする運動」強調月間として啓発活動を推進 ・「社明運動を中学生と考える集い」を開催 	今後も引き続き保護司会と連携し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について、啓発活動の支援を行う。	社会福祉課

基本方向	2 相談でき解決できる仕組みづくり	施策	5 生活に課題を抱えた人への支援体制の強化	施策の方向	③ 多機関連携会議の運営
------	-------------------	----	-----------------------	-------	--------------

●基本施策取組状況の評価

評価：A できている（80%以上）
C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
多機関の連携による包括的な支援	・多機関連携会議の運営	A	・計画通り実施（4回・うち1回は緊急事態宣言下で中止）	障害福祉サービスから介護保険への移行や複雑化・多様化する生活課題を抱える世帯の支援について、検討を行った。 関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の構築を図っていく。	社会福祉課
		A	計画通り実施 ・地域包括支援センターと障害者相談支援事業所との連絡会（4回） ・地域包括支援センター連絡会（12回） ・生活支援体制整備事業連絡会（6回）	今後も各種連絡会を開催し、関係機関との連携に努める。	長寿福祉課
		A	こどもセンターや小中学校等の関係機関と随時ケース会議等を行い、連携して支援を行った。	今後も関係機関とケース会議等を行い、連携して支援を行う。	こども福祉課
		A	事例検討会議を随時実施した。	今後も随時事例検討会議を随時実施し、包括的な支援の検討及び提供に努める。	健康課
		B	地域包括連絡会や生活支援体制整備事業連絡会を通して、他機関と連携による包括的な支援を行った。	今後も、生活に課題を抱える方の早期発見・早期支援に努めるとともに、他分野との連携をすすめる。	社会福祉協議会

基本方向	3 安心につながる環境づくり	施策	1 防災・防犯のまちづくり	施策の方向	① 防災対策の推進
------	----------------	----	---------------	-------	-----------

●基本施策取組状況の評価

評価：A できている（80%以上）
C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
避難場所等の周知・啓発	・総合防災訓練 ・防災講演会	D	新型コロナウイルス感染症の感染拡大し、講演会形式の防災講演会を実施することができなかったため。	新型コロナウイルス感染症の影響が今後も想定されることから、総合防災訓練や防災訓練についての今後の方法について研究を行う。	防災安全課
自主防災会の支援	・地区防災計画の策定支援	A	各地区の特性に合った地区防災計画となるよう策定の支援を行った。	策定した計画の実効性を検証し、今後の自主防災訓練に反映する。	防災安全課
	・防災訓練等の実施支援	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大し、自治会で自主防災訓練等の中止が相次いだため。	新型コロナウイルス感染症の影響が今後も想定されることから、新型コロナウイルス感染症に対応した防災訓練等の実施支援を行う。	防災安全課
避難支援体制の構築	・要援護者名簿の整備・更新支援 ・災害時要援護者個別支援計画作成支援事業	B	災害時要援護者個別支援計画作成に向けた相談支援員の研修受講や事業委託契約を行った。計画作成依頼2件があり、調整会議のうえ、計画を作成。計画について共有が図れた。	災害対策基本法等の一部を改正する法律により計画について努力義務化されたことにより、国の取組指針を参考に、避難行動要支援者名簿を整理し、優先度の高い順に計画作成の調整を行っていく。	社会福祉課
		B	要援護者名簿の整理は随時できているが、個別支援計画作成件数は少ない。（3件）	地区防災計画の作成状況の把握と、個別支援計画が必要な対象者の選定、依頼方法等の明確なマニュアルが必要	長寿福祉課
		B	要援護者名簿の整備や支援体制について、地区防災計画の計画づくりの支援を行った。	自治会役員や民生委員と連携し、対象となる災害要援護者名簿の随時更新を行い、適切な管理を行うよう支援する。	防災安全課
危機管理体制の強化	・防災行政無線の更新	A	令和2年度に市内の各家庭にデジタル方式の戸別受信機の設置等を行った。	転居や引っ越しに伴う戸別受信機の設置等に対応するとともに、新しいの戸別受信機の使用状況や受信状況の照会について適宜適切に対応する。	防災安全課

基本方向	3 安心につながる環境づくり	施策	1 防災・防犯のまちづくり	施策の方向	② 災害発生時の被災者の支援
------	----------------	----	---------------	-------	----------------

●基本施策取組状況の評価

評価： A できている（80%以上）
 C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
 D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
被災者の健康支援	・避難所の巡回相談等	C	地域防災計画に対応を定めており、関係機関との対応を検討中であるため。	マンパワーが限られていることから、風水害時の避難所の巡回相談等と新型コロナウイルス感染症への対応などの優先順位を十分検討しつつ、避難所での巡回相談等の検討を行います。	防災安全課
	・避難所運営の充実	A	新型コロナウイルス感染症に対応する屋内テント、間仕切り、段ボールベッドなどの備品を確保するとともに、各避難所の換気設備や情報収集のためのテレビの設置を行った。	各避難所に設置された用品・備品等を適切に使用できるように、避難所班の運営マニュアルの作成や研修を継続的に実施する。	防災安全課
社会福祉法人との連携による支援	・災害ボランティアセンターの運営	B	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定に基づく運営体制がとれるように、本会主催の災害ボランティア養成講座を行った。（災害ボランティア登録23人）	今後も、災害ボランティアの養成に努めるとともに、防災訓練等にも参加し、災害ボランティアセンターの運営体制整備をすすめる。	社会福祉協議会
	・要援護者の避難施設としての活用	B	唯一協定が未締結であった特別養護老人ホームのコモエスタ西脇と協定を締結したことにより、市内特別養護老人ホーム4施設に福祉避難所開設を依頼できる体制が整った。	災害時の要援護者の受け入れをスムーズにするため、避難所の運営マニュアルを作成する必要がある。	長寿福祉課
西脇市多可郡医師会等との連携による支援	・応急医療及び救護協力（西脇市多可郡医師会）	A	災害時相互応援協定の締結を継続している。	今後も引き続き、災害時相互応援協定を締結し、災害時における医療等の確保を目指す。	健康課
	・応急医療及び口腔ケア協力（西脇市多可郡歯科医師会）	A	災害時相互応援協定の締結を継続している。	今後も引き続き、災害時相互応援協定を締結し、災害時における歯科口腔医療等の確保を目指す。	健康課
	・医薬品等の優先供給（西脇市多可郡薬剤師会）	A	災害時相互応援協定の締結を継続している。	今後も引き続き、災害時相互応援協定を締結し、災害時における医薬品等の確保を目指す。	健康課

基本方向	3 安心につながる環境づくり	施策	1 防災・防犯のまちづくり	施策の方向	③ 防犯対策の推進
------	----------------	----	---------------	-------	-----------

●基本施策取組状況の評価

評価：A できている（80%以上）
C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
防犯意識を高める取組	○インターネット有害情報への対応 ・専門家によるネット見守り活動 ・ICT機器の適正利用の普及啓発	B	ネット見守り状況をリアルタイムに対象学校に報告し、直接的な指導につなげることができた。	一人一台タブレットが導入されたことにより、ICT機器の活用頻度が高まっている。実践的な情報機器リテラシー教育の強化を図る。	学校教育課
		B	ネット見守り状況をリアルタイムに対象学校に報告し、直接的な指導につなげることができた。	一人一台タブレットが導入されたことにより、ICT機器の活用頻度が高まっている。実践的な情報機器リテラシー教育の強化を図る。	青少年センター
	・消費生活センター ・消費者協会くらしの教室 ・くらしの安全出前講座	B	消費生活センターでは様々な消費生活相談を受けたが、消費者協会くらしの教室等の事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業の多くを中止せざるを得なかった。	消費生活センターでは様々な相談に対応するための研修に参加するなど対応力の向上に勤めるとともに、消費者協会くらしの教室では新型コロナウイルス感染症の対策を行いつつ活動できる場を検討する。	防災安全課
地域等との連携による防犯活動	・防犯活動支援事業	B	消費者協会くらしの教室等において、警察等の関係機関と連携し、防犯意識の向上を図った。	消費者協会くらしの教室だけでなく、自治会や老人会などのグループに啓発活動を実施できるように周知を行う。	防災安全課
	・防犯活動者連絡会	B	防犯活動団体や警察等との連携強化を行った。	日頃から啓発活動等を通じて、各関係機関との意見交換を行う。	防災安全課
	・西脇ハーティネス・メンバーズ運動	B	ハーティネスメンバーズ大会はコロナ禍のため未実施となったが、見守り隊の活動の支援は継続して実施した。	○見守り隊の増員 ○登下校時の一人区間となる箇所の見守りの強化	青少年センター
	・あんしんはーとねっと事業	B	事業報告は紙面で実施	・今後も事業の周知を図るとともに、新規事業協力者の募集を募り、体制を整備していく必要がある。	社会福祉課
		A	・事業協力者登録数：121事業所 ・令和元年度から、見守りの対象を高齢者、障害者、子どもとし、地域全体を見守る体制にしている。	【継続】 ・事業協力者対象に事業報告会及び研修会を実施（年1回） ・新規事業協力者の募集	長寿福祉課
防犯灯の増設	・道路維持管理事業	A	地元から設置要望のあった全箇所について、設置を完了させた。 ※R2増設数42基	地域と協議を行い、地区と地区や町と町を結ぶ区間における設置を推進していく。	施設管理課

基本方向	3 安心につながる環境づくり	施策	2 安心して住める環境づくり	施策の方向	① 「福祉のまちづくり」の推進
------	----------------	----	----------------	-------	-----------------

●基本施策取組状況の評価

評価：A できている（80%以上）
 C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
 D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
福祉のまちづくりの推進	・県の「福祉のまちづくり条例」の推進	A	令和2年度については該当案件がなかった。	今後も、対象案件については適切に処理を行っていく。	建築住宅課
	・個別施設計画の策定	C	令和2年8月、施設管理者とのヒアリングを実施し、個別施設計画策定を依頼した。個別施設計画の策定に取り組んだ施設管理者が少ない。	今年もヒアリングを実施し、個別施設計画策定に取り組むように指導する。	建築住宅課
	・ユニバーサル社会づくり推進地区の指定検討	A	令和元年度に策定した。	今後は、推進地区の周知を図る。	建築住宅課
	・人にやさしいまちづくり事業（段差解消）	A	道路の段差解消や平坦性確保及び点字ブロックの設置等を実施した。	課題：予算（財源）の確保 今後の方向性：継続実施	工務課

基本方向	3 安心につながる環境づくり	施策	2 安心して住める環境づくり	施策の方向	② 全ての人が暮らしやすい住環境の整備
------	----------------	----	----------------	-------	---------------------

●基本施策取組状況の評価

評価： A できている（80%以上）
C あまりできていない（50%未満）

B ほとんどできている（50%以上80%未満）
D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
住宅改造等への助成	・高齢者等住宅改造助成事業	B	障害者福祉のしおりやホームページ等周知を図っている。（令和2年度障害者住宅改造助成事業の実績はなし。）	継続して実施することにより、重度の身体に障害がある人の自宅での生活が継続できるよう支援を行う。	社会福祉課
		B	令和2年度については、計7件（一般型：6件 特別型1件）の申請があり、それぞれに助成を行った。	さらに制度の周知、啓発に努めていく。	長寿福祉課
公営住宅の整備	・市営住宅整備事業（長寿命化対策事業）	A	手すりについては入居者による設置となるが、申請のあったものについては全て許可している。	・今後も同様に適切に処理する。 ・エレベーターの設置については、4階建て以上について設置済だが、現時点では建替え等の計画はない。	建築住宅課

基本方向	3 安心につながる環境づくり	施策	2 安心して住める環境づくり	施策の方向	③ 利用しやすい移動手段の整備
------	----------------	----	----------------	-------	-----------------

●基本施策取組状況の評価

評価： A できている（80%以上）
 C あまりできていない（50%未満）
 B ほとんどできている（50%以上80%未満）
 D できていない（未実施）

取組	実施した内容	評価	評価理由	課題・今後の方向性	担当課
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの再編 ・デマンド型交通の導入 	A	令和3年4月に新しい公共交通がはじまり、多くの方にご利用いただいている。	利便性の向上に向け改善点があれば検討していく。	次世代創生課
利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・バスロケーションシステムの導入検討 ・均一料金制度の導入検討 	B	乗合タクシーにバスロケーションシステムの導入を検討したがプライバシー確保の観点から導入は見送った。均一料金制度については、予定どおり導入できた。	当面は現行の料金体系を継続する。	次世代創生課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者移動支援事業 	B	80歳以上の高齢者（所得要件あり）を対象に希望者の申請を受け、タクシー券の助成を行った。	令和3年度の公共交通の再編に伴う政策の見直しを行う。R3.8からの実施を目標に調整を進めている。	長寿福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者移動支援事業 	B	交付対象者は減少傾向であるが、利用率は横ばいであった。	未利用者の実態把握を行い、利用率の向上や利便性の検討を行う。また、令和3年度から対象者の拡充を行い、障害のある方の移動支援の充実を図る。	社会福祉課
車両等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー対応バス車両への更新 	A	乗合タクシー導入においてユニバーサルデザイン車両を採用した。	車両更新のタイミングにおいて検討する。	次世代創生課